

## 投票所一覧(35カ所)

投票所	対象地区
第1 沼田市立沼田小学校屋内運動場	東倉内町・西倉内町・柳町
第2 高橋場町住民センター	高橋場町
第3 東原新町会館	桜町・東原新町
第4 上原町区民館	上原町
第5 群馬県立沼田高等学校第二体育館	材木町・西原新町・上之町
第6 坊新町公民館	馬喰町・中町・坊新町・下之町・鍛冶町
第7 下町住民センター	榛名町・清水町・薄根町
第8 沼田市立升形小学校屋内運動場	戸鹿野町・新町・栄町
第9 沼田市利南公民館	沼須町・上沼須町
第10 沼田市立利南東小学校屋内運動場	下久屋町(1・2地区)・上久屋町
第11 沼田市水道会館	下久屋町(3・4・5地区)・久屋原町
第12 横塚町公民館	横塚町
第13 沼田市池田公民館	中発知町・発知新町・下発知町
第14 佐山町南部生活改善センター	佐山町
第15 上発知町生活改善センター	上発知町
第16 岡谷町生活改善センター	岡谷町
第17 奈良町農事研修所	奈良町・秋塚町
第18 沼田市薄根公民館	下沼田町・善桂寺町・町田町
第19 堀廻町構造改善センター	宇楚井町・原町・堀廻町・大釜町
第20 石墨町多目的集会所	石墨町・戸神町

投票所	対象地区
第21 碓田町公民館	白岩町・碓田町
第22 沼田市外二箇村組合衛生センター	恩田町・井土上町
第23 上川田町住民センター	上川田町
第24 沼田市川田公民館	下川田町・今井町・篠尾町
第25 屋形原町農村婦人の家	屋形原町
第26 岩本公民館	岩本町
第27 沼田市白沢支所	高平(塩水の一部除く)・生枝・平出(堰中・前大反・後大反)・上古語父(道祖神の一部)
第28 尾合集会所	岩室・尾合・平出(堰中・前大反・後大反・狐塚・高岩除く)
第29 上古語父集会所	上古語父(道祖神の一部除く)・下古語父・高平(塩水の一部)・平出(狐塚・高岩)
第30 沼田市利根支所	追貝・大楊・高戸谷
第31 平川集落センター	千鳥・平川
第32 大原集会所	老神・穴原(島古井)・大原・園原
第33 南郷集会所	穴原(島古井を除く)・柿平・小松・日向南郷・日影南郷・青木・砂川(八軒家を除く)
第34 根利集会所	根利
第35 多那地区コミュニティセンター	輪組・多那・石戸新田・二本松・砂川(八軒家)



## 不在者投票について

**対象** 以下のいずれかに該当する人

- ▷市外に滞在する人 滞在地の選挙管理委員会を通じて投票できます
  - ▷指定施設に滞在する人 (表1)に入院や入所している人は施設内で投票できます
  - ▷重度の障がいがある人 (表2)に該当する人は郵送などで投票できます。7月17日(水)までに沼田市選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」を送付してください
- ※不明点などは沼田市選挙管理委員会へお問い合わせください

(表1) 指定施設(14カ所)

施設名称	
沼田病院	愛宕老人ホーム
利根中央病院	花の苑
内田病院	ゆうハイム・くやはら
沼田脳神経外科循環器科病院	特別養護老人ホームくやはら
大誠苑	特別養護老人ホーム とね虹の里
恵寿の園	地域密着型特別養護老人ホーム とね虹の里
介護老人保健施設とね	沼田警察署

(表2) 郵便投票の対象

障がい名	障がいの程度			障がい名	障がいの程度			
	1級	2級	3級		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—	両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○					
免疫、肝臓	○	○	○					

## 車が地域を巡回！移動期日前投票

- 7月13日(土)利根町管内(3カ所)**  
 ①園原ふれあい屋内運動場②利根第4生活改善センター③砂川集会所
- 7月14日(日)川田地区管内(3カ所)**  
 ①横子住民センター②今井町住民センター③上野住民センター

## 期日前投票

- テラス沼田4階防災会議室401・市民ロビーぱるく  
**7月5日(金)～7月20日(土)**  
 午前8時30分～午後8時  
 ※南エレベーターよりお越しください

- 白沢・利根支所ロビー  
**7月15日(月)～7月20日(土)**  
 午前8時30分～午後8時

■投・開票日 7月21日(日)

■告示日 7月4日(木)

■開票場所 ZACROSアリーナぬまた(市民体育館)  
 ※投票状況と結果は市ホームページに掲載

■投票できる人 7月21日現在、日本国籍を有する満18歳以上の人(平成13年7月22日以前に出生)で、平成31年4月3日以前から引き続き本市の住民基本台帳に記録され、かつ選挙人名簿に登録されている人

▷市内で転居した人 6月21日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票できます

▷県内から転入した人 4月4日以降に転入した人は、前住所地の選挙人名簿に登録され引き続き県内に住所を置く確認ができれば、前住所地で投票できます

▷県内へ転出した人 本市の選挙人名簿に登録されていて転出先での住民登録期間が3カ月未満の人は、引き続き県内に住所を置く確認ができれば、転出前の投票所で投票できます

▷県外へ転出した人 投票できません

■投票所入場券 世帯ごとに4人までを一組にして郵送します。届かないときや紛失した場合も本人確認により投票できます

■代理投票と点字投票 体が不自由で字を書けない人は、申し出により投票所の係員が代わって記載し投票できます。目の不自由な人は点字で投票できます

■選挙公報 候補者経歴や政見などの掲載文書を新聞折り込みで各世帯に配布します。各町区長宅(地区委員宅)や市関係施設にも設置します。

## インターネット等を利用した選挙運動

▷有権者 ウェブサイト等を利用した選挙運動ができますが、電子メールは禁止されています

▷候補者・政党等 ウェブサイト等や電子メールを利用した選挙運動ができます

※ウェブサイト等には電子メールアドレス等の表示が義務付けられています

※選挙運動は告示日から投票日の前日までで、満18歳未満の人はできません



5 【写真4、5ページ】沼田高校有志の皆さん